

# 随時記者発表

項 目	令和5年度北海道災害対策日高地方本部指揮室設置・運営訓練の実施について		
区 分 等	発 表	6月22日10時00分	説明者
	資料配付	6月22日10時00分	
配 付 資 料	令和5年度 北海道災害対策日高地方本部指揮室訓練実施要領		
発 表 要 旨	<p>近年全国的に頻発している洪水や地震などの災害に迅速かつ的確に対処するため、関係機関参加のもと、令和5年度北海道災害対策日高地方本部指揮室設置・運営訓練を実施します。</p> <p>1 日時 令和5年7月5日（水）9：00～12：00 ※日高地方東部地震を想定した訓練を実施します。 ※訓練の進行は別紙「訓練進行シナリオ（予定）」を参照してください。 ブラインド形式で訓練を実施するため取り扱いに注意してください。</p> <p>2 場所 日高合同庁舎 4階講堂</p> <p>3 訓練参集予定範囲 日高振興局職員、防災関係機関（室蘭開発建設部、室蘭地方气象台、浦河海上保安署、陸上自衛隊第7高射特科連隊、航空自衛隊襟裳分屯基地、北海道警察室蘭建設管理部、管内各町及び各消防組合消防本部、北海道電力道央南統括支店）</p> <p>4 浦河警察署との連携 浦河警察署では本訓練に併せて、警察署機能移転訓練等を実施します。 詳細は浦河警察署に確認してください。</p>		
報道に当たってのお願い	訓練に係る質問については訓練後に受け付けいたしますので、訓練中のご質問等のご配慮いただきますようお願いいたします。		
担 当	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高振興局地域創生部 危機対策室主幹 土井 俊明 TEL：0146-22-9075（ダイヤルイン）（内線2152） FAX：0146-22-6542		

別紙

訓練進行シナリオ（予定）

7：00	日高東部を震源とするマグニチュード6.9の地震が発生
9：00	北海道災害対策日高地方本部及び同指揮室を設置 訓練参加者が指揮室（合同庁舎4階講堂）に参集
9：00 ～11：10ころ	指揮室設置・運営訓練 （訓練参加者に対し停電や土砂崩れ等の想定を付与）
10：50ころ ～11：10ころ	北海道災害対策日高地方本部員会議
11：10 ～11：35	振り返り・訓練終了（本庁参加者からの講評及び本部長の総括）

## 令和5年度北海道災害対策日高地方本部指揮室訓練 実施要領

大規模地震発生により被害が発生した際に、迅速かつ的確に対処するため、直下型地震を想定した災害対策日高地方本部指揮室訓練を次のとおり実施する。

### 1 目的

北海道災害対策日高地方本部及び同指揮室の設置・運営訓練を実施し、危機事案に対する初動対応手順を確認して、日高振興局における災害対応能力の早期習熟を図る。

### 2 訓練日時

令和5年(2023年)7月5日(水) 9:00～12:00

### 3 実施場所

- (1) 指揮室訓練 日高合同庁舎4階講堂
- (2) 本部員会議 202会議室

### 4 参集範囲

- (1) 災害対策日高地方本部長及び副地方本部長(指揮室長)
- (2) 非常配備体制下における各班長、代表課等の担当職員
- (3) 災害対策日高地方本部指揮室派遣要員
- (4) 防災関係機関(室蘭開発建設部、室蘭地方气象台、浦河海上保安署、陸上自衛隊第七高射特科連隊、航空自衛隊襟裳分屯基地、北海道警察情報通信部機動通信課、浦河警察署、静内警察署、門別警察署、室蘭建設管理部、管内各町及び各消防組合消防本部、北海道電力ネットワーク株式会社苫小牧支店)

### 5 配備体制の想定

- (1) 日高管内でマグニチュード6.9、最大震度6強の地震が発生したことに伴い、第3非常配備体制をとる。
- (2) 北海道災害対策日高地方本部の設置に併せて、同指揮室を設置運営する。

### 6 訓練項目

- (1) 災害情報、被害状況の収集・伝達
- (2) 災害応急対策に係る関係機関との連絡調整
- (3) 北海道災害対策日高地方本部指揮室の運営
- (4) 北海道災害対策日高地方本部員会議の開催

### 7 実施方法

- (1) シミュレーション型図上訓練とし、ブラインド方式で状況付与する。
- (2) 北海道災害対策日高地方本部各班の状況を取りまとめ、本部員会議を開催する。

## 8 点検・評価

訓練実施後に危機対策課支援員から講評をいただくとともに、参加した指揮室要員から防災意識アンケートの提出を受ける。

## 9 訓練の延期等

次に掲げる事象が発生したときは、訓練を延期又は中止する。

- (1) 日高振興局管内で気象警報が発表、若しくは発表が見込まれる場合
- (2) 日高振興局管内で震度4以上の地震が観測された場合
- (3) 北海道太平洋沿岸中部で大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合
- (4) その他危機管理事案が発生した場合

## 10 その他

本庁危機対策課からコントローラーとして支援員の派遣を受ける。